

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱</p> <p>(第1～19条 省略)</p> <p>(附則)</p> <p><u>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第7条第2項に定める利子補給承認申請書の受付は、令和8年3月31日をもって終了する。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、同日までに申請を行い借受が認められた者に対する貸付については、なお従前の例により行う。</u></p> <p><u>4 この要綱は、令和26年1月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補給金については、第14条から第18条までの規定は、同日以降も、なおその効力を有する。</u></p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p>	<p style="text-align: center;">高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱</p> <p>(第1～19条 省略)</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p>

新旧対照表

<p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和4年12月20日から施行し、同年11月1日から適用する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和6年1月12日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p><u>この要綱は、令和8年3月31日から施行する。</u></p>	<p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和4年12月20日から施行し、同年11月1日から適用する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和6年1月12日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p>
---	--